

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日：平成29年9月26日 午後2時)

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
外10名  
被 告 株 式 会 社 ベ ル カ デ ィ ア

平成29年9月7日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴 木 尉 久
同	富 本 和 路
同	浦 本 真 希
同	木 村 裕 介
同	大 橋 慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

## 書類提出命令申立補充書

原告らは、平成29年8月18日付書類提出命令申立書(以下「申立書」)につき、以下のとおり、補充する。

## 第1 各書類等の存在

### 1 イベント参加チケット

被告がいわゆるイベント参加チケットを利用していることに争いはないため、申立書別紙書類目録「第1 1」記載の書類、「第1 2」記載の書類及び「第2 1」記載の書類についての存在は明らかである。

イベント参加チケットは、被告の締結する旅行契約に必ず附属されているものであるから、取引証憑書類とともに7年間の保管（法人税法150条の2 1項、同法施行規則67条1項、2項）がなされているものと想定される。もしくは、取引証憑書類そのものではないとしても、これらのチケットは、被告の不法行為ないし債務不履行の責任追及に備えて作成されていることは明白であるから、各イベント日から少なくとも3年ないし10年は保存していることになる。

### 2 社内規定、マニュアル等

被告がイベント参加チケットを利用している以上、同チケットの取り扱いについて、当然、個々の従業員の判断で運用することはなく、統一的扱いをしている。したがって、申立書別紙書類目録「第2 2」記載の書類、「第3 3」記載の書類については存在している。

イベント参加チケットに変更があり、かつ、取扱に関する社内規定やマニュアルに変更があったとしても、被告が不法行為ないし債務不履行に備えている以上、当然、その期間における変更状況が判明していなければ、実質的に不法行為ないし債務不履行に関しての対処ができなくなるのであるから、各イベント日から少なくとも3年ないし10年間の変更前の社内規定ないしマニュアルは存在していることになる。

### 3 旅行参加者からの問い合わせに関する書類等

被告は、モンベルグループの一員として、旅行参加者からの問い合わせ窓口を設置しており、旅行参加者からの問い合わせがあることを前提に事業を行っている。したがって、申立書別紙書類目録「第3 1」記載の書

類は存在している。

そして、問い合わせ窓口を設置する趣旨は、様々な問い合わせに関し、問い合わせ内容、問い合わせに対する対処等を通じ、事業経営の参考等にする点にあるから、問い合わせに関しては録音等を行って保存していることが通常である。したがって、申立書別紙書類目録「第3 2」記載の記録は存在している。

また、適格消費者団体である原告ひょうご消費者ネットからの申し入れに対する対応は、上記、個々の顧客からの申し入れ以上に重要であることは明らかであるから、申立書別紙書類目録「第4」記載の記録等は存在している。

## 第2 各書類等の必要性

### 1 旅行参加者に送付する書類

#### (1) イベント参加チケットの書式（申立書別紙書類目録「第1 1」）

本件契約条項1～4の文言が記載されている書式そのものであり、その存在も含め、申立書別紙書類目録「第1 1」記載の「証すべき事実」の立証のために必要である。同書類は、原告ら主張の不実告知、不当条項の成否、優越的地位の濫用の有無の判断のための資料となる。また、これらの書類により、被告が頻繁にチケット書式を変更していることが判明すれば、著しい損害の発生のおそれを裏付ける一事情となる。なお、著しい損害のおそれは、単なる訴訟要件ではなく、実体要件であることはすでに原告らの平成28年11月21日付け準備書面（2）において主張したとおりである。

よって、これらの書類は本件訴訟の事実認定のために必要である。

#### (2) イベント参加チケットに関する説明書（申立書別紙書類目録「第1 2」）

原告ら主張の不実告知、不当条項の成否判断のための資料となり、ま

た、優越的地位の濫用の判断に資する書類であるから、本件訴訟の事実認定のために必要である。

## 2 イベント参加チケットの取り扱い

### (1) イベント参加チケット（申立書別紙書類目録「第2 1」）

過去にイベント参加チケットへの署名がなされている書類であり、原告ら主張の本件後行免責特約の存在が明らかになる書類である。同事実が明らかになれば、不実告知が実際に行われていた事実、不当条項が実際に使用されていた事実、優越的地位の濫用が実際に行われていた事実、著しい損害の発生の恐れがあることなどが判明するため、本件訴訟の事実認定のために必要である。

### (2) 社内規定（申立書別紙書類目録「第2 2」）

実際に被告が取得したイベント参加チケットの取り扱いに関する書類であり、旅行参加者からの苦情申し入れに備えている事実が判明すれば、優越的地位の濫用の一事情となるため、本件訴訟の事実認定のために必要である。

## 3 旅行参加者への対応状況

### (1) 問合せ対応マニュアル（申立書別紙書類目録「第3 1」）

不実告知、不当条項の使用を被告にて指示している書類であり、また、優越的地位の濫用の裏付けともなる書類である。したがって、本件訴訟の事実認定のために必要である。

### (2) 問い合わせに関する記録（申立書別紙書類目録「第3 2」）

旅行申込者からの問い合わせへの実際の被告の対応方法が判明する記録であり、同記録により、不実告知を行っていること、不当条項を使用していること、優越的地位を濫用していること、著しい損害のおそれがあることの裏付けとなる事実がわかることになる。したがって、本件訴訟の事実認定のために必要な記録である。

### (3) イベント参加チケット不携帯者に対するマニュアル（申立書別紙書類

目録「第3 3」)

第2段階目の契約を行わなかった旅行申込者に対する対応がわかる書類であり、不実告知、不当条項使用、優越的地位濫用の判断に資するとともに、著しい損害のおそれの判断にも資することになるから、本件訴訟の事実認定のために必要な書類である。

4 ひょうご消費者ネット関連（申立書別紙書類目録「第4」）

原告ひょうご消費者ネットからの申し入れに対し、被告が具体的にどのような対応を取ってきたのかがわかる書類であり、不実告知、不当条項、優越的地位の濫用等についての被告の検討内容がわかり、これによって、著しい損害のおそれの判断に資することになるため、本件訴訟の事実認定のために必要である。

以 上